

令和8年度 各種制度のご案内（移住関係）

転入時や就職時、住まい探し等に活用可能な主な補助制度や相談窓口をご紹介します。

【各制度ご利用にあたっての注意点】

- ・記載している内容は、制度の概要のみです。工事の契約・着工前や事業の開始までに申請が必要な制度や、他の補助金と併用できない制度もありますので、制度の利用に際して、事前に各担当課へ制度についてお問い合わせください。
- ・補助金等は予算の範囲内で交付を行います。予算の上限に達した場合は年度途中で受付を終了する場合があります。また、通年募集ではなく予め受付期間が決まっているものもあります。

掲載している各制度や、その他丹波市で実施している制度のホームページリンクについては、以下のページでまとめてご紹介しています。



【移住・定住】各種支援制度について（市ホームページ内）



移住に関する相談窓口・住まいるバンク（空き家バンク）

たんば“移充”テラス（移住に関する相談）	住まいるバンク（空き家を探す）
移住に関するご相談や、「住まいるバンク」に掲載している物件についてのお問い合わせ等、移住のワンストップ相談窓口です。（丹波市が丹波市移住相談有限責任事業組合へ運営を委託しています。）	「空き家を所有している人」と「空き家を活用したい人」をつなぐ空き家のマッチング制度です。農地や山林が付いた物件もあります。 住まいるバンクを通して契約した物件の改修をする場合には、「空き家利活用促進事業補助金（5ページ）」を活用いただくことができます。 ※掲載は住まいるバンクに登録のある物件のみです。 ※不動産の売買（賃貸）は不動産業者が仲介を行います。

○お問い合わせ先

たんば“移充”テラス
丹波市柏原町柏原 688 番地 3
TEL:090-2705-4110
メール:iju@be-tamba.com
(月～金曜日 9時～17時：休日の開設日・開設場所は「TURN WAVE」でご確認ください。)

★丹波市移住・定住ポータルサイト「TURN WAVE」
(外部リンク)



【市役所各部署・支所等の所在地について】

※部署によって庁舎が異なるため、各部署へ直接お越しの際はご注意ください。

本庁舎（氷上支所）	丹波市氷上町成松字甲賀1番地
本庁第2庁舎	丹波市氷上町常楽211番地（本庁舎と同一敷地内）
春日庁舎（春日支所）	丹波市春日町黒井811番地
健康センターミルネ	丹波市氷上町石生2059番地5
山南庁舎（山南支所）	丹波市山南町谷川1110番地
柏原支所	丹波市柏原町柏原5528番地（柏原住民センター内）
青垣支所	丹波市青垣町佐治114番地
市島支所	丹波市市島町上田814番地（ライフピアいちじま内）※5/6まで
	丹波市市島町上田448番地1（愛育ピアいちじま内）※5/7以降

お試し移住（短期滞在）に関する制度

お試し移住応援事業補助金

（問）ふるさと定住促進課（本庁舎内：0795-88-5360）

市外在住で丹波市訪問までに「住まいるバンク」（空き家バンク）に利用登録をされた方が、市内の宿泊施設に滞在して、住まい探し・住環境の確認、就職活動等を行う場合、交通費や宿泊費の一部を補助する制度です。

移住相談窓口での移住相談（面談）を行ったうえで、丹波市訪問後 30 日以内に申請してください。

住まいるバンクの登録方法については「TURN WAVE」のサイトをご覧くださいか、たんば“移充”テラスまでお問い合わせください。

○補助金額……対象経費の 2 分の 1（全員分の合計金額 1,000 円未満切捨て）

《上限額》交通費（公共交通機関）：居住地により異なる、宿泊費：5,000 円

転入に関する制度

若者引越支援補助金

（問）ふるさと定住促進課（本庁舎内：0795-88-5360）

本人と配偶者（パートナー）共に年齢基準（令和 8 年度転入者は昭和 61 年 4 月 2 日以降生まれ）を満たす世帯か、転入年度において義務教育修了前である子がいる世帯（令和 8 年度に転入された場合は、昭和 61 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日生まれの女性がいる世帯（単身者含む）も対象）に対し、引越しにかかった費用（引越し業者や運送業者へ支払った費用や車両の借り上げに要した費用）の一部を補助する制度です。転入から 6 か月以内に申請してください。

○補助金額……《上限額》10 万円（1,000 円未満切捨て）

地方就職支援金

（問）ふるさと定住促進課（本庁舎内：0795-88-5360）

東京都内に本部のある大学・大学院の、条件不利地域を除く東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県のカンパスに原則 4 年以上通学し、卒業・修了年度において東京圏に在住していた方が、兵庫県の企業に就職して丹波市に移住する場合に、就業先の採用面接にかかった交通費及び引越しにかかった費用の一部を補助する制度です。（交通費については在学中でも申請可能です。）

○補助金額……《上限額》交通費（就業又は内定先から支給される場合は、差し引いた額の 2 分の 1）：16,000 円
引越しにかかった費用：10 万 8,000 円

移住支援金

（問）ふるさと定住促進課（本庁舎内：0795-88-5360）

転入する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上及び直近 1 年以上、**東京 23 区に在住していた方又は通勤していた方**（ただし、通勤の場合は、条件不利地域を除く東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県に在住していた方に限る。）で、就職もしくは起業に関する要件を満たす方を対象とした補助金です。

区分	主な対象要件（詳しくはホームページをご覧ください）
支援対象求人に応募された方	「ひょうごで働こう！マッチングサイト」に掲載され、「移住支援金対象」と表示のある求人への就業
テレワーカー	自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続きテレワークで実施する場合
兵庫県が実施する起業支援事業の交付決定を受けた方	兵庫県が実施する起業家支援事業の「起業家支援事業（社会的事業枠）」の交付決定を受けた起業
関係人口の要件に該当する方 （令和 7 年 4 月 1 日以降に転入された方のみ）	転入前に市が定める要件（丹波市に居住経験がある者、ふるさと納税者、ふるさと住民登録者等）を満たし、かつ転入後に農林水産業への就業や起業、市の就職ポータルサイト「キャリアたん」掲載企業への就業

※上記の他、プロフェッショナル人材事業等を活用して就職された方の要件もあります。

○補助金額……単身移住者 60 万円、世帯移住者 100 万円

（配偶者を除く 18 歳未満の世帯員がいる場合はその世帯員 1 人につき 100 万円を加算。）

※移住支援金の交付決定者が下記の制度を利用される場合、優遇措置を受けられる場合があります。（利用にあたっては、各制度所定の要件等があります。）これらの優遇措置については、各実施機関が独自に行っているため、詳細は各実施機関のホームページをご確認いただくか、直接各実施機関へお問い合わせください。

- ・住宅金融支援機構のフラット 35（地方移住支援型）：住宅ローン借入時に金利を優遇
- ・日本政策金融公庫の新規開業資金等（起業により移住支援金の交付決定を受けた方のみ）：借入時に金利を優遇
- ・（一社）移住・住み替え支援機構（JTI）のマイホーム借上げ制度：住まなくなった家を JTI が借上げて入居者に貸すマイホーム借上げ制度について、家の条件を満たしていれば年齢条件（50 歳以上）に関係なく利用可能

○けんしん移住者応援ローン（兵庫県信用組合）

丹波市へ移住される 20 歳以上（完済時 75 歳以下）の方を対象に、住宅建築やリフォーム（増改築）資金、家具・家財の購入に利用可能な制度です。融資利率は 0.80%～1.20%（保証料・融資事務手数料不要）で、不動産担保の有無、団体信用生命保険の種類、優遇条件により異なります。詳しくは、兵庫県信用組合柏原支店（TEL：0795-72-4455）へお問い合わせください。※丹波市と兵庫県信用組合は包括地域連携協定を締結し、地域活性化に向けて取り組んでいます。

結婚・出産に関する制度

結婚新生活支援事業

(問) こども福祉課(ミルネ内: 0795-88-5750)

令和8年1月1日から令和9年3月31日の間に婚姻届を提出された夫婦(夫婦とも39歳以下)で夫婦の所得合計額が500万円未満(奨学金の年間返済額は控除して計算)かつ、夫婦が共同で結婚生活や子育てに役立つ支援プログラム(※)を1つ完了している場合に、新居に係る費用や引っ越し費用等の一部を補助する制度です。

○補助金額……令和8年4月1日以降に夫婦が支払った住宅の購入・賃貸費用や引越費用
(夫婦とも29歳以下は上限60万円、それ以外の方は上限30万円)

※支援プログラム

- (ア) ライフデザイン支援講座 (イ) プレコンセプションケアに関する講座
(ウ) 医療機関への妊娠・出産に関する相談 (エ) 共家事・子育て講座
(エ) 共家事・子育て講座 については、夫のみの受講でも要件を満たしたものとみなす。

ハッピーバース手当

(問) こども福祉課(ミルネ内: 0795-88-5750)

出生し、初めて住民基本台帳に登録される子どもを出産された保護者に対し、手当を交付する制度です。(子ども、保護者とも市内に住民票のある方が対象です。)

○交付額……対象となる子が第1子・第2子の場合は10万円、第3子以降は50万円

就職に関する制度

ふるさと就職奨励金

(問) 商工観光課(春日庁舎内: 0795-74-1464)

市内事業所に正規雇用(※)された市内在住の30歳未満の方を対象に、就職奨励金をたんばコイン(デジタル地域通貨)で交付する制度です。

※障害者手帳をお持ちの方は非正規雇用でも対象

○交付額……【就職奨励金】たんばコイン5万円分(申請期限: 就職した日から6か月以内)
【継続奨励金】たんばコイン5万円分(申請期限: 就職後1年が経過した日から6か月以内)

企業等奨学金返還支援事業補助金

(問) 商工観光課(春日庁舎内: 0795-74-1464)

従業員に対して「奨学金返還手当」などを支給する事業所を応援するため、丹波市企業等奨学金返還支援事業補助金を交付する制度です。従業員のサポートを通じた、企業の魅力アップ(採用力強化)や離職防止にぜひご活用ください。

○補助金額……【対象従業員1名につき】最大12万円/年(補助期間: 最大60か月)

就職(福祉)に関する制度

福祉人材家賃補助金

(問) 社会福祉課(本庁第2庁舎内: 0795-88-5276)

市内の福祉事業所に勤務する目的で転入し、かつ新たに市内の社会福祉法人等が運営する福祉事業所に資格(※)をもって正職員(臨時職員として正職員の4分の3以上勤務する方を含む)として就職された方の家賃の一部を補助する制度です。

○補助金額……家賃の2分の1(月額上限15,000円)、3年間(上限36か月)
(共益費は除く。家賃は勤務先から支給される住宅手当を差し引いた額。年度ごとに申請が必要。)

※(資格取得) 保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、介護福祉士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士
言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、介護支援専門員
(研修修了) 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1級もしくは2級課程
旧職員基礎研修

福祉人材確保支援(U・Iターン者等福祉人材支援)補助金等

(問) 社会福祉課(本庁第2庁舎内: 0795-88-5276)

雇用日の前後6か月以内に転入した方を含む市内在住の64歳以下の方で、令和4年4月1日以降に市内の福祉事業所に介護職員等で正職員(臨時職員として正職員の4分の3以上勤務する方を含む)として就職された方に対し、就職奨励金を給付するとともに、資格取得や引っ越し費用の一部を補助する制度です。

○補助金額……【就職奨励金】たんばコイン5万円分(申請期限: 就職した日から6か月以内)
【継続奨励金】たんばコイン5万円分(申請期限: 就職後1年が経過した日から6か月以内)
【資格取得費用】福祉資格の取得に要した経費(上限10万円)
【引越費用】市外から引越する際に要した経費(上限10万円)

起業に関する制度

- ・過疎地域とは、青垣地域又は山南地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定により指定を受けた地域）です。
- ・若者とは、起業時点で40歳未満（令和8年度は昭和61年4月2日以降生まれ）の方です。
- ・新規起業家店舗等賃借料支援事業補助金、新規起業家PR活動支援事業補助金、新規起業家初期投資支援事業補助金は補助対象経費に重複がなければ併用が可能です。

新規起業家店舗等賃借料支援事業補助金

（問）商工観光課（春日庁舎内：0795-74-1464）

市内に事業所を設け、新たに起業される方を対象として、専ら商業的な活動を行う店舗等の賃借料の一部を補助する制度です。申請にあたっては、丹波市商工会の推薦が必要です。

○補助対象経費……最大12か月分の店舗等の賃借料（補助金の交付に係る認定の決定を受けた日の属する月の翌月から最大12か月分を限度とする。）

○補助金額（1,000円未満切捨て）

加算	加算区分	加算の条件	補助金の額	補助金の上限額
なし	一般型	なし	1月当たりの賃借料の4分の1以内	1月当たり2万5,000円
あり	過疎地域加算	過疎地域で賃借する場合	【加算区分の1つに該当】 1月当たりの賃借料の2分の1以内	【加算区分の1つに該当】 1月当たり5万円
	女性活躍加算	起業した者が女性である場合	【加算区分の2つ以上に該当】	【加算区分の2つ以上に該当】
	若者加算	起業した者が若者である場合	1月当たりの賃借料の4分の3以内	1月当たり7万5,000円

※補助金の活用を希望される場合は、商工観光課もしくは丹波市商工会（0795-82-3476）まで事前にご相談ください。

新規起業家PR活動支援事業補助金

（問）商工観光課（春日庁舎内：0795-74-1464）

市内で起業し、起業した日から3年以内である方を対象として、販路の拡大を目的としたホームページの新規作成などを外部に委託する際に要する次の経費の一部を補助する制度です。

○補助対象経費……ホームページの新規作成又はリニューアル、ECサイトの開設費、広告印刷費、広告デザイン費、新聞広告掲載費、広告折込費、通信運搬費、ラジオ広告放送料、SNS広告費、SNS運用のための知識及び技能の習得に係る経費

○補助金額（1,000円未満切捨て）

加算	加算区分	加算の条件	補助金の額	補助金の上限額
なし	一般型	なし	補助対象経費の4分の1以内	10万円
あり	過疎地域加算	過疎地域で起業する場合	【加算区分の1つに該当】 補助対象経費の2分の1以内	【加算区分の1つに該当】 20万円
	女性活躍加算	起業した者が女性である場合	【加算区分の2つ以上に該当】	【加算区分の2つ以上に該当】
	若者加算	起業した者が若者である場合	補助対象経費の4分の3以内	30万円

※詳しくは商工観光課へお問い合わせください。

新規起業家初期投資支援事業補助金

（問）商工観光課（春日庁舎内：0795-74-1464）

市内に事業所を設けて起業し、起業した日から1年未満である方が行う初期投資に係る経費の一部を補助する制度です。申請にあたっては、丹波市商工会の推薦が必要となり、審査会による審査で採択を受けた事業者に限り補助金の交付を受けることができます。





○補助対象経費……店舗等の新築及び改装に要する経費、設備の購入に要する経費

○補助金額（1,000円未満切捨て）

加算	加算区分	加算の条件	補助金の額	補助金の上限額
なし	一般型	なし	補助対象経費の4分の1以内	25万円
あり	過疎地域加算	過疎地域で起業する場合	【加算区分の1つに該当】 補助対象経費の2分の1以内	【加算区分の1つに該当】 50万円
	女性活躍加算	起業した者が女性である場合	【加算区分の2つ以上に該当】	【加算区分の2つ以上に該当】
	若者加算	起業した者が若者である場合	補助対象経費の4分の3以内	75万円

※補助金の活用を希望される場合は、商工観光課もしくは丹波市商工会（0795-82-3476）まで事前にご相談ください。

就職・起業に関する相談窓口等

<p>丹（まごころ）ワークサポートたんば（仕事を探す）</p> <p>ハローワークのサテライト相談窓口として、就職相談や求人情報の提供を行っています。また、本庁第2庁舎での出張相談をはじめ、Uターン就職をお考えの方、子育て中の方、その他の専門的な個別相談（予約制）も実施しています。詳細は市ホームページをご覧ください。</p> <p>○お問い合わせ・予約先 丹（まごころ）ワークサポートたんば （丹波市役所春日庁舎1階） TEL：0795-74-3660 （月～金曜日 9時～16時30分 祝日・年末年始を除く）</p>  	<p>Bizステーションたんば（起業等に関する相談）</p> <p>市内で起業を目指す方や市内事業者の新たな事業活動をサポートするため、計画立案から実行、そして実行後のアフターフォローまで一貫してサポートします。（丹波市が丹波市商工会へ運営を委託）</p> <p>○お問い合わせ先 Bizステーションたんば 丹波市氷上町成松140番地7（丹波市商工会内） TEL：0795-86-7888 （月～金曜日 9時～17時）</p>
<p>○丹波市就職支援ポータルサイト『キャリアたん』（外部リンク）</p> <p> 丹波市での仕事探しをもっと身近にするポータルサイトです。業種や地域など、様々な条件で検索できるので、あなたにあった企業を見つけることができます。さらに、実際に働く若手社員の生の声をお届けするインタビュー記事などのコンテンツも配信しています。</p> <p>○ひょうごで働こう！マッチングサイト（外部リンク）</p> <p>兵庫県が開設するサイトで、移住支援金対象求人を含めた県内企業の求人情報が掲載されています。</p> 	

就農に関する相談窓口・制度

<p>就農相談（問）農林課（春日庁舎内：0795-74-1465）</p> <p>市内で新たに農業者として就農しようとする方に対して、就農相談等を行っています。市と県丹波農業改良普及センター等がワンストップ窓口で相談を受け、就農相談、経営支援、経営計画の作成など、県専門職のアドバイスを受けながら、就農に至るまでの支援を行っています。</p>  <p>丹波市農業ポータルサイト『であえる、はじめる丹波 de 農業』（外部リンク）</p>	
<p>丹波市立農（みのり）の学校（農業について学ぶ）（問）丹波市立農の学校（0795-85-2800）</p> <p>『丹波市立農（みのり）の学校』は、1年間座学や実習により有機農業の栽培技術や農業経営を学ぶ全日制の学校です。受講生や修了生に対し、家賃補助や機械導入費用等の補助制度があります。</p> <p>○補助金額……<u>受講生</u> 【家賃補助】市外から転入し住宅を借りた場合で、受講期間中の家賃（最大12か月）の2分の1以内で月額上限2万5,000円（1,000円未満切捨て）</p> <p><u>修了生</u> 【家賃補助】修了後、丹波市に定住し1年以内に市内で新規就農もしくは雇用就農する場合に、住宅家賃（最大12か月）の3分の1以内で月額上限2万円（1,000円未満切捨て）</p> <p>【機械・農業施設導入助成】修了後5年以内に市内で農業経営を開始し、就農計画を市長に提出し青年等就農計画と同程度のものであると認定された場合、機械導入費、農業施設建築費とも、導入経費の2分の1以内で上限60万円（1,000円未満切捨て）</p> <p>※この補助金について、詳しくは農林課へお問い合わせください。</p>	
<p>○丹波市立農（みのり）の学校（運営：（株）マイファーム）</p> <p>丹波市市島町上田1134番地 （月～金曜日 9時～17時）</p>   <p>農の学校ホームページ（外部リンク）</p>	
<p>認定新規就農者等育成支援事業（問）農林課（春日庁舎内：0795-74-1465）</p> <p>経営初期の認定新規就農者に対して、農業を生業とできる環境整備を行うための支援制度です。青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者に対し、機械導入費用等の補助制度があります。</p> <p>○補助金額……<u>認定新規就農者</u> 【機械導入助成】青年等就農計画等に沿った農業用機械導入費の2分の1以内（上限60万円以内） 【農業施設導入費助成】青年等就農計画等に沿った新設の農業施設導入費の2分の1以内（上限60万円以内）</p>	

経営発展支援事業	(問) 農林課 (春日庁舎内 : 0795-74-1465)
認定新規就農者が就農後の経営発展のために機械・施設等を導入する場合に支援を行います。令和5年度以降に経営開始をしている等の要件があるため、詳細は農林課へお問い合わせください。	
○補助金額……補助率最大4分の3 (上限750万円) (下部の「経営開始資金」を申請する場合は上限375万円)	
経営開始資金	(問) 農林課 (春日庁舎内 : 0795-74-1465)
認定新規就農者で所定の要件を満たす場合、農業経営を始めてから最長3年間、定額を交付する国の制度です。この他、就農準備資金(※)もあります。詳細は農林課へお問い合わせください。	
○補助金額……月額13万7,500円 (年額165万円)	
※就農準備資金 都道府県等が認める研修機関で概ね1年以上研修する等、所定の要件を満たす場合、研修期間中(最長2年間)に月額13万7,500円(年額165万円)が交付される制度です。「丹波市立農の学校」は認定研修機関です。	

住宅に関する制度

若者定住促進家賃補助金	(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内 : 0795-88-5360)
本人、配偶者(パートナー)共に年齢基準(令和8年度転入者は昭和61年4月2日以降生まれ)を満たす世帯か、転入年度において義務教育修了前である子がいる世帯で、市外から転入し、特定公共賃貸住宅の応相寺団地(青垣地域)、下滝団地(山南地域)に入居された方の家賃の一部を補助する制度です。(この補助を受けている期間に住宅を取得、入居される場合は、丹波市転入後であっても「若者定住マイホーム取得補助金」の対象となります。)	
○補助金額……家賃の2分の1(月額上限2万円)、最長で転入から24か月まで (共益費、駐車料は除く。家賃は勤務先から支給される住宅手当を差し引いた額。年度ごとに申請が必要。)	
若者定住マイホーム取得補助金	(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内 : 0795-88-5360)
市外在住で、本人、配偶者(パートナー)共に年齢基準(令和8年度転入者は昭和61年4月2日以降生まれ)を満たす世帯か、転入年度において義務教育修了前である子がいる世帯で、一戸建ての住宅を新築、購入する方に対し、新築、購入費用の一部を補助する制度です。新築の場合は着工前、住宅購入の場合は入居前に認定申請が必要です。また、当該住宅入居前に転入された方は対象外です。	
○補助金額……新築・購入費用の5%(青垣・山南地域の住宅は上限50万円、それ以外の地域の住宅は上限30万円) ※既存建物の解体費用は対象外	
地元産材利用促進事業	(問) 農林課 (春日庁舎内 : 0795-88-5029)
丹波市産の木材(丹波市産の木材と確認できる書類(産地証明)の提出が必要)を利用して、木造住宅、店舗、事業所、倉庫、車庫を新築又は増・改築する場合に補助する制度です。	
○補助金額……木材の利用量1㎡当たり3万円(上限75万円)	
空き家利活用促進事業補助金	(問) 都市住宅課 (春日庁舎内 : 0795-74-2364)
丹波市住まいるバンク(空き家バンク)を活用して売買(賃貸借)契約を行った戸建て空き家を、居住や開業のために改修する際に、工事費用の一部を補助する制度です。	
○補助金額……対象経費の2分の1以内(上限50万円)	
空き家活用支援事業(県事業)	(問) 都市住宅課 (春日庁舎内 : 0795-74-2364)
一戸建ての住宅の空き家を住宅、事業所又は地域交流拠点として活用するために改修する際、改修工事費の一部を補助する県の制度です。(改修後10年以上住宅等として活用する場合に限りです。)	
○補助金額……補助の種別及び対象工事費によって異なるため、県のホームページでご確認ください。 (一例)住宅型の「UIJターン世帯タイプ」(県外からの移住者)等の一戸建て住宅では、最大150万円(対象工事費300万円以上の場合)です。「一般タイプ」(最大100万円)は空き家を賃借する場合も対象です。	
※この助成金は県の制度ですが、申請書の提出先は各市町となっています。	

耐震診断、耐震改修・建替え工事補助	(問) 都市住宅課 (春日庁舎内 : 0795-74-2364)
<p>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が、耐震診断で安全性が低いと診断された場合、耐震改修や建替え工事等の費用の一部を補助する制度です。(ただし、耐震診断と耐震改修計画策定以外は所得制限があります。)他にも条件がありますので、詳細は都市住宅課へお問い合わせください。補助金額は令和 7 年度の例です。</p>	
<p>○補助金額……耐震診断に対するもの</p> <p>【簡易耐震診断】市内の登録耐震診断員が実施する木造住宅の耐震診断費用全額(非木造や市外の診断員による場合は一部負担あり)</p> <p><u>上記の耐震診断を実施し、耐震性が低いと診断された住宅に対するもの</u></p> <p>【耐震改修計画策定】耐震性向上のための耐震改修計画策定費の 6 分の 5 (上限 25 万円)</p> <p>【耐震改修】耐震診断計画を策定し、耐震改修工事を県の登録業者が行う場合、工事費により最大で 130 万円</p> <p>【建替工事】住宅を建て替える場合、対象工事費の 4 分の 1 (上限 100 万円)</p> <p>【防災ベッド等設置】住宅に市が指定する防災ベッドを設置する場合 10 万円</p>	
浄化槽設置整備事業補助制度	(問) 環境課 (本庁舎内 : 0795-82-1290)
<p>丹波市浄化槽推進地域での 50 人槽以下の高度処理型浄化槽の設置費用を補助する制度です。</p>	
<p>○補助金額……設置する地域や設置する浄化槽によって異なります。</p> <p>(例) 5 人槽の場合 : 青垣地域は 43 万 8,000 円、それ以外の地域は 36 万円</p>	
薪ストーブ・薪ボイラー設置補助金	(問) 環境課 (本庁舎内 : 0795-82-1290)
<p>市内に住所を有する個人、事業者又は公共的団体で、本体、煙突の購入費用が 30 万円以上の薪ストーブ・薪ボイラーを設置する場合に補助する制度です。(自身で購入、設置する場合は対象外です。)</p>	
<p>○補助金額……本体、煙突の購入費用の 3 分の 1 以内 (上限 20 万円)</p>	

公共交通に関する制度

駅周辺駐車場利用料金助成事業	(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内 : 0795-88-5360)
<p>市内各駅の利用増進を図るため、市内駅から定期乗車券を使用して鉄道で通勤・通学されている方で、市内駅周辺駐車場を月極で利用されている方の駐車場料金を補助する制度です。</p>	
<p>○補助金額……1 か月当たりの当該駐車場料金 (上限 3,000 円)</p>	
JR 加古川線 (谷川駅～西脇市駅間) の通学定期券購入助成制度	(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内 : 0795-88-5360)
<p>学生 (中学生以上) 又はその保護者が JR 加古川線の谷川駅～西脇市駅間を区間に含む通学定期券を購入された場合、費用の一部を補助する制度です。</p>	
<p>○補助金額……通学定期券のうち、谷川駅～西脇市駅間の購入相当額の 2 分の 1 (初回購入時は全額補助) (10 円未満切捨て)</p>	
JR 加古川線 (谷川駅～西脇市駅間) の通勤定期券購入助成制度	(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内 : 0795-88-5360)
<p>丹波市民又は在勤者が JR 加古川線の谷川駅～西脇市駅間を区間に含む通勤定期券を購入された場合、費用の一部を補助する制度です。(西脇市民は西脇市の同様の制度をご活用ください。)</p>	
<p>○補助金額……通勤定期券のうち、谷川駅～西脇市駅間の購入相当額の全額 (10 円未満切捨て)</p>	
路線バス通学定期券購入補助	(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内 : 0795-88-5360)
<p>高校生やその保護者が市内の路線バスの通学定期券を購入する場合、費用の一部を補助する制度です。</p>	
<p>○補助金額……市内の乗車区間における 1 年通学定期券運賃が 12 万円を超える区間 (区間運賃が 380 円以上) の定期券について、(1 年通学定期券 ÷ 12 か月 - 1 万円) × 定期券購入月数で計算した金額を差し引いた金額で、定期券の購入ができます。(所定の購入場所で通学定期券購入時に、在学及び住所を証明する書類を添えて申請書を提出してください。)</p>	
<p>○丹波市公共交通ガイド「てくてくたんば」</p> <p>デマンド (予約) 型乗合タクシー、路線バス、鉄道、普通タクシー等の市内の公共交通の情報についてまとめた冊子です。市ホームページからもご覧いただけます。</p>	



JR 加古川線団体利用者乗車券購入補助金

(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内: 0795-88-5360)

市民3名以上の団体・グループでの自主企画による、JR 加古川線 (谷川駅～西脇市駅間) の一部区間乗車を含む活動や旅行の運賃の一部を補助する制度です。(詳細については事前にお問い合わせください。)

○補助金額……JR 加古川線 (谷川駅～西脇市駅間) の一部区間を含む乗車券購入費用1人当たり上限1,000円 (小児運賃適用の方は1人当たり上限500円)
丹波市内福知山線から加古川線に乗り継ぐ場合、福知山線からの乗車分も補助対象です。

鉄道利用増進 WESTER ポイント事業

市外にお住まいの方も対象です!

(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内: 0795-88-5360)

丹波市内の福知山線各駅から交通系 IC カード ICOCA (イコカ) を利用して鉄道に乗車された場合、運賃の一部を JR 西日本の「WESTER ポイント (チャージ専用)」で還元する制度です。

○還元金額……JR 西日本が定める普通運賃の5%分の WESTER ポイント (1ポイント未満切捨て)
○利用方法……①乗車当日までに「WESTER ポイントサービス」の利用登録を完了し、ICOCA を使用して丹波市内の福知山線各駅から乗車し、下車 (JR 西日本管内の ICOCA で乗車できる範囲) してください。
②乗車翌月中旬以降に駅の券売機やのりこし精算機等でポイントチャージを行ってください。
(ポイントチャージは10ポイント単位です。ただし一部の機器では1,000ポイント単位でのチャージのものがありません。) ポイントチャージした WESTER ポイント1ポイントにつき1円で、鉄道乗車や ICOCA での買い物に利用できます。

※定期券区間や市外の駅からの乗車は対象外です。また、のりこし精算機での精算、自動改札機を通らずに下車された場合、ICOCA 以外の交通系 IC カードを使用した場合も対象外です。

【WESTER ポイントサービス利用登録方法】

利用登録は以下のいずれかの方法 (登録は無料) で行えます。SMART ICOCA、モバイル ICOCA/ApplePay の ICOCA は登録不要です。



- ・「移動生活ナビアプリ WESTER」をダウンロードして登録する。
- ・ICOCA エリア内の駅にある紺色・ピンク色の券売機 (市内では谷川駅・柏原駅・黒井駅に設置) を使って登録する。(その場で利用登録が完了します。)

令和8年4月発行

ふるさと創造部 ふるさと定住促進課 定住促進係

本庁舎内: 0795-88-5360